

## 1 総合計画策定の基本方針

(平成11年10月策定)

### 第1 総合計画策定の趣旨

本市は、昭和61年3月に21世紀初頭を展望したまちづくりの指針として「市川市基本構想」を策定し、住みよい文化都市の実現に向けて、総合的、計画的な行政運営を推進してきました。

しかしながら、現基本構想は策定以来13年が経過しており、この間、少子高齢化、地球規模での環境問題の顕在化、高度情報化、グローバル化の進展、安全・安心への強い関心、地方分権、規制緩和の進展など、社会経済情勢や時代潮流は大きく変化しています。

また、高度経済成長から低成長の時代へと移行する中で、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、併せて心の豊かさや潤い、ゆとりを求める成熟型社会へと進みつつあります。

一方、市川市域の問題として、これまで相対的に立ち遅れ気味であった道路、治水、下水道などの都市基盤整備について、今後本格化する外環道路整備と一体となって計画的に整備を進めていく必要があります。同時にバリアフリーのまちづくりのようなハード、ソフトを兼ね備え、市民の豊かさや利便性を保証する質的向上と福祉的視点に対応した都市基盤整備が求められています。

加えて、今後、本格化する地方分権の推進により、地方新時代を迎える中で、地域の実情に合わせ、市民の視点に立った市民本位の施策をより一層展開していく必要があります。

こうした変化や傾向は今後、ますます強まり、あるいは進展していくことが予想されますので、こうした変化等に適切かつ迅速に対応していくため、これまで進めてきたまちづくりの基本である第1次から現在の第3次までの総合5ヵ年計画を総括した中で改めて検証し、21世紀第1・四半世紀を展望した新しい総合計画を策定するものです。

### 第2 総合計画策定の狙い

- (1) 一人ひとりの市民が自立し、真のゆとりと豊かさを主体的に追求できる地域社会のあり方を提示します。
- (2) 地球規模の環境問題への対応や成長を支える人口の問題を含め、持続的発展が可能な社会のあり方を提示します。
- (3) 幅広い市民参加による、夢を語り合えるまちづくりの構想を提示します。

### 第3 総合計画策定の基本的な考え方

- (1) 社会構造の変化(社会経済状況や時代潮流の変化)と今後予想される変化への適切な対応
- (2) 市民参加、市民との協働によるまちづくりの視点の重視
- (3) 市川市の個性を生かした独自のまちづくりの視点の重視
- (4) 新交通軸と一体となった都市基盤の整備
- (5) 都市経営面の重視

### 第4 総合計画策定にあたっての留意点

- (1) 総合性の確保と個別計画との整合性の確保
- (2) 総合計画における政策の重点化、優先順位の明確化
- (3) 計画の進行管理を視野に入れた実効性の確保
- (4) 計画の策定、実施を担う各主体(国、県、企業、市民、ボランティア、職員)の役割と責任の明確化
- (5) 職員参加による総合的、横断的な計画策定の視点の重視
- (6) 都市計画マスタープランとの整合性の確保

### 第5 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、概ね平成37年(2025年)を目標年次とする「基本構想」、計画期間を10年間とする「基本計画」、計画期間を5年間とする「総合5ヵ年計画」の三層構造とします。

### 第6 計画の策定期間

平成11年度から平成12年度までの2年間とします。